

議第 2 号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 1 9 日提出

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴 雄

(提案理由)

教育委員会事務局の組織改正に伴い、所要の規定整理を行うため。

＜関連法令＞

○教育長に対する権限の委任等に関する規則

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

組織改正に伴い所要の改正を行うもの

2 改正の内容

- ・ 係の統廃合に伴う係名の変更（第2条）
義務教育課の「管理調整係」と「免許係」を統合し、係名を「管理免許係」に変更

3 施行日

令和7年4月1日

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀

貴 雄

岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表義務教育課の項中「管理調整係」を「管理免許係」に改め、「免許係」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(旧)

第二章 本庁

(課及び係の設置)

第二条 事務局の本庁（以下「本庁」という。）に次の表の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

略	課名
義務教育課	略
係	係名
管理免許係、小中教科教育係、小中総合支援係、 小中人権教育係、小中学校人事係、給与	

第三条から第九条の二まで
略

第三章から第五章まで 略

附
則
略

第一章
略

第二章 本庁

(課及び係の設置)

第二条 事務局の本庁（以下「本庁」という。）に次の表の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

略	課名
略	係名
義務教育課	管理調整係、小中教科教育係、小中総合支援係、 小中人権教育係、小中学校人事係、免許係、給与 係

第三条から第九条の二まで
略

第三章から第五章まで
略

附則略